

第 61 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 25 年 1 月 25 日（金） 13 : 00 ~ 14 : 49

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、川本委員、北村委員、西郷委員、
白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

山際内閣府大臣政務官、松元内閣府事務次官、前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 45 号の答申「国民生活基礎調査の変更について」
- (2) 諮問第 49 号「埋蔵鉱量統計の指定の解除について」及びその答申
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第61回統計委員会を開催させていただきます。

本日、委員は全員出席でございます。

また、本日は新しく御就任いただきました、内閣府の山際大志郎大臣政務官にも御出席いただいております。どうもありがとうございます。

それでは、審議の前に政務官におかれまして統計行政に関する今後の抱負を含め、御挨拶をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山際内閣府大臣政務官 このたび12月27日付で内閣府大臣政務官を拝命いたしました山際大志郎でございます。内閣府における統計委員会関係の業務を担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

樋口委員長をはじめ、統計委員会の委員の皆様方には、公的統計の整備に関して日ごろから活発な調査審議を行っていただき、感謝申し上げます。

私は安倍内閣において経済財政政策、規制改革も担当する大臣政務官として、喫緊の課題である日本経済の再生に向け、デフレと円高からの脱却など、我が国が直面する様々な課題に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

所管する政策を推進するに当たっては、政策を取り巻く客観的状況の把握や、政策の優先順位の判断が必要であり、その基盤となる情報が公的統計のデータであることは言うまでもありません。公的統計の整備に当たって、公的統計の整備に関する基本的な計画が定められ、統計委員会の委員の皆様には毎年この計画に沿った各府省の取り組みをチェック、評価していただいていると聞いております。

私は内閣府の経済社会総合研究所で作成している国民経済計算を所管する立場でもあり、統計委員会から御指摘いただく内容も踏まえ、引き続き国際比較可能性の向上等の諸課題にしっかり取り組んでまいりたいと思います。

委員の皆様方の真摯で精力的な取組につきまして、心より感謝の意を表するとともに、今後とも引き続き統計委員会が統計行政を推進する中心的な組織として、公的統計の質の向上や体系的整備等を着実に推進されることをお願い申し上げます。

以上です。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

政務官はこの後、公務でございますので、どうもありがとうございました。

(山際内閣府大臣政務官退室)

○樋口委員長 それでは、議事に入る前にオブザーバーとして出席いただいております、内閣府経済社会総合研究所におかれまして人事異動がございました。この人事異動に伴いまして御出席いただく方に変更がございますので、一言御挨拶いただければと思います。

経済社会総合研究所の梅溪所長、お願いいたします。

○梅溪内閣府経済社会総合研究所長 本日付で内閣府経済社会総合研究所長に就任いたしました梅溪と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど山際大臣政務官のお話にもございましたけれども、内閣府の当研究所におきましては国民経済計算を担当しております。4年前に閣議決定されました公的統計の整備に関する基本的な計画に基づきまして、国際比較可能性の向上あるいは一次統計などとの連携強化を進めてきておりますが、これを一層推進したいと思っておりますので、統計委員会委員の先生方、お力添えをいただけますようにどうかよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日用意されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 本日の議事と資料について御説明いたします。

まず議事の1つ目ですけれども、昨年10月の統計委員会で諮問されました第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」を部会長から御説明いただきます。

議事の2つ目は、諮問第49号「埋蔵鉱量統計の指定の解除について」ということで、これについて審議をいただきます。資料2に相当いたします。

議事の3つ目は、部会の審議状況についてということで、昨年11月に諮問されました3つの統計調査について、諮問の途中経過について御報告をいただきます。資料3の住宅・土地統計調査、資料4のこれは漁業センサスについて。資料5は国勢調査の匿名データ化についてでございます。

私からは以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」まず津谷部会長から御説明をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、御説明いたします。

諮問第45号「国民生活基礎調査の変更について」は、昨年10月26日の統計委員会において諮問され、人口・社会統計部会に審議が付託されました。

本件に関して、同部会におきまして昨年11月8日、11月22日、12月10日、そして本年1月10日の計4回、時間にして9時間超の審議を行い、答申案を取りまとめましたので御報告をいたします。

お手元の資料1は答申案と、答申案について議論を行った第4回目の部会における結果概要。そして、参考資料として諮問資料を最後に添付しております。

初めに、第4回の部会について審議結果の概要の御報告をいたします。

15ページ、第4回目の部会では調査実施者である厚生労働省より、追加の審議として「がん検診の状況」に係る調査事項について「子宮がん検診」を「子宮がん（子宮頸がん）検診」に変更したいとの申し出があり、これについて審議した結果、この変更は適当であるとして承認をいたしました。

その後、本調査の答申案について審議を行い、がん検診の受診状況に関する調査事項の選択肢等について、一部文言の修正を行うことを前提に採択されました。

次に、答申案について御報告をいたします。資料1の1ページを御覧ください。

まず「1 本調査計画の変更」についてです。

「（1）承認の適否」において、変更を承認して差し支えないとしております。ただし、後ほど説明いたしますが、一部計画の修正が必要としております。

「（2）理由等」において、変更を承認して差し支えないと判断した理由等を示しております。「（2）理由等」の記載に当たっては、変更計画の変更前と変更後及び変更理由を一覧できる表を盛り込んでおります。また、本部会での指摘により調査事項が変更された場合には、申請案と統計委員会修正案という形で比較できる表を盛り込んでおります。

ここでは大きく分けて4項目を設けております。答申案の1～8ページが「ア 調査事

項の変更」、8～9ページが「イ 調査事項の削除」、10ページが「ウ 調査方法の変更」及び「エ 集計事項の変更」となっており、変更計画の内容や適否の判断、判断理由、必要に応じて修正点を記載しております。

その後、10ページ後半からは前回答申における今後の課題への対応について。

13ページからは、基本計画における指摘への対応について。

14ページには今後の課題について、それぞれ記載をしております。

「前回答申における今後の課題への対応について」及び「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応について」においては、これらに対する厚生労働省の検討結果及び当該検討結果について、部会としての評価を記載しております。

最後の「4 今後の課題」については、これまでの部会審議の中で今後調査実施部局である厚生労働省において検討する必要があるとされた事項について記載をしているものです。

それでは、本答申案のうち、部会審議で修正点として指摘を受けたところや重要なところについて、御説明をいたします。

1 ページ「(ア) 変更事項1」を御覧ください。ここでは世帯員の就業・雇用形態に関する調査事項のうち、「一般常雇者（契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者）」を「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」と「一般常雇者（契約期間が1年以上の雇用者）」とに分割するとともに、「契約社員・嘱託」を「契約社員」と「嘱託」に分割することとしております。これらについては、今後増加が見込まれる有期契約労働者の無期契約労働者への転換や、嘱託の実態に関する分析に資するものと認められることから、適当と判断いたしました。

なお、この調査事項に使用される用語について「4 今後の課題」において指摘を行っております。これについては後ほど改めて御説明をいたします。

2 ページ「(イ) 変更事項2」を御覧ください。ここでは世帯員が病院や診療所等に通っている傷病名に関する調査事項の選択肢について、「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」を追加することとしております。これについては、生活習慣病対策の検討に資するものと認められることから、適当と判断いたしました。

ただし、選択肢4「高脂血症（高コレステロール血症等）」については、部会審議において近年コレステロールは高い場合だけでなく、低い場合も健康に及ぼす影響があるとして、医療機関では「脂質異常症」といった傷病名が一般になってきていること等を踏まえ、表3で示しておりますとおり「脂質異常症（高コレステロール血症等）」に修正する必要があることを指摘しております。

続いて「(ウ) 変更事項3」を御覧ください。ここでは世帯員の過去1カ月の1日の平均睡眠時間及び睡眠によって休養が十分にとれているかを把握する質問を追加することとしております。これについては、健康増進法に基づき策定された国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針、いわゆる健康日本21における政策目標の達成状況の

検証や、健康増進に係る施策の検討に資するものと認められることから適当と判断をいたしました。

なお、この調査事項については、さらなる検討を今後の課題において指摘を行っております。これについては後ほど改めて御説明いたします。

続いて3ページ「(エ) 変更事項4」を御覧ください。ここでは飲酒の頻度及び飲酒の量に関する調査事項を追加することとしております。これについては、健康日本21における政策目標の達成状況の検証や、生活習慣病対策の検討に資するものと認められることから、適当と判断いたしました。

ただし、表6で示しておりますとおり、選択肢6「やめた(1年以上やめている)」については、一般的に疫学及び公衆衛生学において飲酒の頻度を調査する場合、飲酒をやめた者に関して、やめてからの期間を特に明示していないことなどから、「やめた」に修正する必要があることを指摘いたしました。

また、選択肢7「ほとんど飲まない(飲めない)」については、「ほとんど」という文言があると報告者が回答を選択するに当たって紛れが生じ、正確な回答ができないおそれがあることから、「ほとんど飲まない」と「飲まない(飲めない)」に修正する必要があることを指摘しております。

「(オ) 変更事項5」を御覧ください。ここでは日ごろ健康のために実行している事柄を把握する質問を追加することとしております。これについては、健康日本21における目標の達成状況の検証や、健康増進に係る施策の検討に資するものと認められることから、適当と判断をいたしました。

ただし、心身の健康の維持のためにはストレスの解消が重要な対処方法の1つと考えられ、また、健康に関する事項を網羅的に把握するという観点から、表8で示しておりますとおり、選択肢の1つとして「ストレスをためないようにしている」を追加する必要があることを指摘しております。

この後、変更事項6～変更事項11として、調査事項の変更や調査事項の削除について記載しておりますが、いずれも部会としては適当であるといった判断をしている事項ですので、説明は割愛させていただきます。

10ページ「ウ 調査方法の変更」を御覧ください。ここでは、健康票の回収方法について、調査員が調査対象世帯から封筒に密封された健康票を回収するという密封方式から、調査対象世帯から健康票を回収する際に内容確認が可能となるよう、封筒に密封しない非密封方式へ変更することとしております。これについては、調査員が健康票を回収する際に内容確認を可能とするものであり、調査結果の精度の確保向上に資するものと認められることから、適当と判断をいたしました。

ただし、健康票は心身の健康などのプライバシーに係る調査事項も含まれていることから、調査員に回答内容を見られることに対し忌避感を持つ報告者もいることを踏まえ、密封でなければ提出をしないとする報告者については、密封方式による提出も可能とするな

ど、柔軟に対応をする必要があることを指摘しております。

「2 諮問第21号答申『国民生活基礎調査の変更について』（平成22年1月25日府統委第8号）における今後の課題への対応について」を御覧ください。平成22年1月の統計委員会答申では、本調査に係る今後の課題として、国勢調査と本調査の結果との間で生じた差異の検証、調査票回収率の向上策の効果の検証、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性の検討、そして調査方法等の見直しの検討の4つの事項について指摘をされております。

これらの指摘事項に関する厚生労働省で行われた検証・検討の結果については、11ページの表16に一覧表で整理・取りまとめをしております。これらの検証・検討結果に関する評価については、12ページに記載しておりますとおりでございまして、①～③の指摘事項に関する検証・検討結果については、今後の本調査の調査方法の見直しに係る有用な材料を得たことから、検証結果として妥当と評価するとしております。

また「④調査方法等の見直しの検討」については、調査票の回収率をより一層向上させ、非標本誤差の縮小を図るために調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入等、調査全般にわたる見直しが必要との検討結果を踏まえて、今後は具体的な取り組みを進めるべきであると評価いたしました。

13ページ「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応について」を御覧ください。基本計画では本調査に係る指摘として、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」ことが指摘されております。また、その検討時期については平成25年調査の企画時期までに結論を得ることとされております。

これに関する厚生労働省の検討結果についてです。基本計画の指摘に対応するためには、現行の約5万世帯から約27万7千世帯と5.5倍以上、標本規模を拡大することが必要となり、その場合には、報告者負担の軽減、調査員の実査業務の負担の軽減、調査業務を担う保健所や福祉事務所の負担の軽減といった課題に対応することが必要となります。

これらの課題に対応するため、調査事項の大幅な削減、郵送調査の導入、調査時期の統一などを考えており、これらの対応策の有効性の検証と前回答申の課題への対応を目的として、平成23年に試験調査の実施を計画し、実施に至らなかったものの、平成28年の大規模調査での実現に向けて、平成26年に実施すべく検討を進めるとしております。

これらの厚生労働省の検討結果に関する評価については、13ページの下の方の「以上の厚生労働省の検討結果については」以降に記載しておりますとおり「①指摘事項に対応する上での個別の課題について整理を行い、課題への対応策を立案していること」、「②平成23年に対応策の有効性を検証するため試験調査の実施を計画したこと」、「③平成28年の大規模調査での実現に向けて、平成26年に試験調査を実施すべく検討を進めていること」から、基本計画における指摘への対応として評価するとしております。

最後に14ページ「4 今後の課題」を御覧ください。本調査については、「就業・雇用

形態の区分に関する用語・概念の見直し」、「睡眠に関する調査事項の在り方の検討」、そして「非標本誤差の縮小等に向けた取組」の3点の課題が指摘されました。

1点目の「就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し」についてです。平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において、厚生労働省は所管統計調査について異なる統計間の当該用語の整合性の確保等の観点から、必要な見直しを行うこととされており、これを受けて現在、検討を行っているところでございます。こうしたことから、本調査における世帯員の就業・雇用形態に関する調査事項に使用されている用語については、今後の検討の結果を踏まえ、平成28年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行う必要がありますので、今後の課題といたしました。

2点目の「睡眠に関する調査事項の在り方の検討」についてです。就寝時刻については社会的には昼夜逆転等、生活スタイルの多様化を象徴する事柄ではありますが、学術的には健康に影響を及ぼすか否かに関していまだに結論が得られておりません。そのため、就寝時刻に関する学術的な議論を踏まえた上で、今後、睡眠に関する調査事項のあり方の検討を行う必要がありますので、今後の課題といたしました。

3点目の「非標本誤差の縮小等に向けた取組」についてです。前回答申の課題である非標本誤差の縮小及び基本計画における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は重要な事柄であり、その重要性を鑑み、平成28年の大規模調査の企画までに、これらの方策の有効性について検証をして、その結果を当該調査に反映させる必要がありますので、今後の課題といたしました。

また、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討についても、中長期的に引き続き検討する必要がありますので、今後の課題といたしました。

以上が国民生活基礎調査の変更に係る第4回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要と、答申案の御報告でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

国民生活基礎調査は多岐にわたりますので、大変な御苦勞をおかけしたのではないかと思います。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○安部委員 答申案ではなくて第40回人口・社会統計部会の結果概要に関してなのですが、最後の「4 今後の課題」の「③ 非標本誤差の縮小等に向けた取組」で、大体どうということが議論になり、どういう結論になったのかということをお聞かせいただければありがたいです。

それから、答申案の11ページの表16②なのですが「政令指定都市の回収率は全体より低いものが相当数みられるが、現状では、都市部において回収率のより一層の向上を図るための有効な方策は見だし難いと考えられる」と書いてあるのですが、この点について今後何か見出し難いということを受け入れるという、それ以降のことは何か議

論になったのでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○樋口委員長 それでは、まず1点目の標本誤差の縮小に向けた取組について、どのような議論があったかということですが、いかがでしょうか。

○津谷委員 最後の部会についてでございますか。これについては最初の第1回目の部会でも審議いたしました。私の記憶に間違いがありましたら正していただきたいのですが、この答申案でもまたこれが出てきているということで、専門委員、委員からの御意見もございました。

これについては、第1回目の部会において、傾向スコアの推計方法として12通りほどのやり方による結果を示していただいて、それをベースにその話し合いをしたわけでございます。

傾向スコアによる推計では、ある程度の傾向は見られるのですが、推計結果にばらつきがみられましたが、それらに大きなバイアス、つまり有意な差があると認められるというほどのものではないということでした。こうした推計の方法については、全ての社会調査において今後も検討、検証を重ねていくことが大変重要であることについては、委員、専門委員に合意を得られたわけですけれども、今後その結果をどのように調査の報告その他に反映させるのかということについては、統計的に安定的な結果が得られなかったということもあり、時期尚早ということであったと思います。そういう結論がそこに書いてあるわけです。

ですので、いろいろな推計方法が現在も考案されて、構築されておりますので、この非標本誤差の問題は国民生活基礎調査だけのことではなく、恐らく全ての標本調査に係ることであろうと思いますので、今後の課題としてそこにそのような表現で記載をさせていただいた次第でございます。

もし厚生労働省及び政策統括官室から、何かこれに対して付け加えていただくことがありましたら、お願いいたします。

○上田厚生労働省人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 厚生労働省でございますけれども、一言つけ加えさせていただきたいと思います。

第3回の議論では、それまでに私どもは前回の答申の宿題で出されていたことに対しては、傾向スコアについて検討いたしました。その結果については、ただいま津谷部会長からご説明いただいたとおりでございますけれども、第4回の答申案の議論の際に専門委員の方から、第40回の部会結果概要の16ページの下のところにありますように、今後の課題としてキャリブレーション法を検討したらどうかとか、あるいは標本抽出の方法そのものを見直したらどうかという御意見があった次第でございますが、キャリブレーション法につきましてはまさに今ホットな研究課題で、例えば統数研で何人もの先生が実際に研究中のものであって、それを直ちに厚生労働省で採用することについては、ためらわれますということでお話を申し上げました。

さらに標本抽出の方法に立ち返って検討することについては、平成13年調査に係る統計

審の答申で、私どもの調査の1つの目的である母子世帯のような小さなサンプルについてもきちんと把握するという点においては、エリアサンプリングというのは適切であるという結果をいただいておりますので、私どもの目標としては、平成13年以降増大しているアクセス不可能な世帯について、どうやってアクセスするのだということについて検討してもらいたい。ただ、そこへどうやってアクセスするかについては、これは部会の中でもインターネットしかないのではないかという御意見もいただいたわけでございますけれども、一足飛びにインターネットを採用することはできませんので、私どもは5つの調査票で100項目に近い質問項目を持っておりますので、直ちにインターネットは使えません。そのためには調査項目を減らすとか、調査の仕組みをもう少し見直すという前処理が必要ではないのかということでお答えをいたしました。

以上でございます。

○樋口委員長 御参加いただいている先生方から何かございましたらお願いいたします。

○廣松委員 私も一言だけ補足です。最初の安部委員の御質問に関して2番目の質問のところと同じ11ページですが、③で40回のところで議論になった部分を少し、ここもかなりはしょった形ですけれども、書かれておりますので、そこを御覧いただければと思います。基本的にここにあります傾向スコア法というものが大体1970年代ぐらいに提唱されはじめたもので、キャリブレーション法はまさに先ほど部会長がおっしゃったとおり、現在、統数研で何人かの先生方が研究テーマとしてなさっているところであり、それを公的な統計に適用するというのは時期尚早ではないか。もう少し研究の実績なりが必要ではないかと議論したところです。

○樋口委員長 ありがとうございます。

安部委員、まず1点目はよろしいですか。

それでは、2点目は今の御説明と関連するところですが、どうでしょうか。

○津谷委員 担当部局である厚生労働省からも御説明をいただきたいのですが、部会が説明を受け、回収率の向上策として、恐らく最も有効であったと評価をいたしましたのは、以前は、他計で所得票を回収していた、つまり調査員が回答者から聞きとってそれを所得票に書いていたものを、大幅に調査票のレイアウトを変え、色を工夫し、そして調査事項をある程度絞り込んで自計方式、つまり回答者自分で書いていただく方式に変えたということでございます。普通、標本調査というものは前と同じように行っていても、回収率は時間の経過とともに低下傾向にあるものかと思うのですが、この調査については相当大きく回答率が上がったということでございます。

方式についても、昨今のプライバシーの保護意識の高まりから、密封方式を前回導入いたしました。今度またそれを一部健康票については非密封方式に変えたわけですが。その理由は、健康票を密封方式にしたことで無回答が大きく増えてしまい、集計されたデータの質に問題が出てくるということによる変更でした。

もう一つは、これは先ほどの安部委員の御質問にもありましたように、政令指定都市つ

まり大都市圏でマンション等の集合住宅に住んでいらっしゃる方が大変多くなっており、インターカムで調査員が外から連絡をしても、例えその時在宅していてもなかなか回答していただけないという状況があります。またマンションの管理人の方々が調査員が来ることに對して警戒して、入り口で止められてしまうことがあるということで、マンションの管理者等に対する調査への協力依頼の文書をあらかじめ配布をして、周知徹底を図ることをやってはいるのですが、なかなか効果がありません。ただ、これはこの調査だけに限ったことではなく、繰り返しになりますけれども、やはり大都市圏で、特に若年の単独世帯の場合には、なかなか回答者にたどり着けないようであることが委員や専門委員から指摘があり、また実施当局からも御報告があったものですから、政令指定都市において、回答率を大幅に上げるという方策について、現時点では残念ながらこれ以上の有効な決め手はないという意味であると私は理解をいたしました。

○樋口委員長 よろしいですか。

それでは、ほかにございますか。

御異議がなければ答申案についてお諮りしたいと思います。国民生活基礎調査の変更についての本委員会の答申は資料1の案のとおりとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料によって総務大臣に対し答申いたします。どうもありがとうございます。

次の議事に移ります。諮問第49号「埋蔵鉱量統計の指定の解除について」審議を行います。総務省政策統括官室から説明いただきたいと思います。また、調査実施部局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 それでは、最初に政策統括官室から説明をさせていただきます。

鉱物資源に関する施策や鉱物資源を取り巻く状況等につきましては、後ほど資源エネルギー庁から説明されますので、政策統括官室からは基本計画事項と本諮問との関係を中心に、4点ほど簡単に御説明いたします。

まず1点目として、基本計画事項と本諮問との関係です。恐れ入りますが、資料2の8ページの参考1を御覧いただきたいと思います。基本計画事項は上段の1(4)ですが、基本計画に掲げられているのは調査を中止することと、一般統計調査として実施することの2点でございます。このうち、今回の諮問事項は、基幹統計の指定の解除に係る分のみでございます。

皆様御案内のとおり、統計法上、基幹統計調査は基幹統計の作成を目的としていますので、基幹統計の指定を解除してあげれば必然的に基幹統計調査は中止されることとなります。したがって、本件については、法7条の規定に基づき、基幹統計の指定の解除に

ついて諮問させていただいたということです。

2点目ですが、指定を解除する埋蔵鉱量統計の作成を目的とした埋蔵鉱量統計調査とはいかなるものかということについて御説明します。資料2の2ページを御覧下さい。ここに書いておりますように、日本国内の陸域に埋蔵されている26種類の埋蔵鉱物を対象といたしまして、国内炭鉱開発政策の基礎資料を得ることを目的に、約60年余前の昭和26年から実施されてきたものです。

なお、現時点におきましては採掘等が進んだ結果、直近の21年調査時点で対象とされておる鉱種は、けい石や石灰石など10鉱種のみとなっております。

3点目について御説明いたします。3点目は諮問の理由です。1ページ目にお戻りいただきたいのですが、政策統括官室といたしましては諮問に際して、政策当局であり調査実施者でもある資源エネルギー庁と密接に連携を図りつつ、また、西郷部会長にも相談しつつ、慎重に検討してまいりました。

結論から申しますと、本件に関して専門的な検討が必要だという論点は特段ございませんでした。よって諮問の理由のポイントとしては、第2パラのところを御覧いただきたいのですが、昭和25年指定当時の国内炭鉱開発政策は平成15年度末をもって終了していること、その後、我が国の資源確保戦略は海外の鉱物資源を確保することにシフトしており、そのほかに本統計を必要とする新たな政策ニーズが見出せなかったこと。一方、ユーザーたる業界団体等で顕著な利用例を確認されなかったこと。さらに3パラの部分でございませうけれども、資源外交上、国際比較が求められるものではないことから、統計法に規定する基幹統計の3要件のいずれにも該当していないということで、指定の解除は適当とさせていただきます。

4点目ですが、御参考までに非鉄金属等に関する統計体系について整理しています。7ページを御覧ください。非鉄金属等に関する統計体系について概観いたしますと、一番下でございませうが、埋蔵鉱量統計調査は構造統計の中で周期が5年という位置づけとなっております。埋蔵量を把握するという点で、他と趣を異なる統計調査となっております。

一方、非鉄金属等の一般的な生産量及び生産額等を把握する統計に関しましては、ご覧のとおり、政策ニーズに応じまして動態統計、構造統計それぞれについて、おおむね体系的に整備されている状況でございませう。

政策統括官室からの説明は以上です。

○樋口委員長 エネ庁から何かありますか。

○米山経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課専門職 私は資源エネルギー庁鉱物資源課の米山と申します。

政策面の観点から、本統計の廃止について説明をさせていただきます。

先ほど政策統括官室から説明をいただきましたが、昭和26年から本統計が始まっておりまして、当時は戦後日本の復興ということで国内にどの程度資源があるのか、どういう形でそれを開発していけばいいのか、産業を育成するに当たって必要な鉱物は何か、外貨を

獲得するという意味で鉱物自体を売っていくためにどういう開発をしていけばいいのかという目的で、当初この統計が始まりました。この統計で埋蔵鉱量が出てきまして、毎年の生産量を見ますと大体どこに何年ぐらい掘れるというのが計算できますので、ではこの鉱種に関してはもっと開発を進めていこうというふうな施策に当時は使われておりました。

ただ、世の中も変わってきまして戦後1ドル360円の時代が終わり、経済の自由化が進んでいくに当たりだんだん安い海外からの鉱石が入ってきて、国内の資源開発がなかなか難しくなってくるということで、平成15年度まで国内のおよそ過去の文献や経験から、この辺には有用な鉱物資源がありそうだとこのころで広域調査を行いまして、その結果、菱刈鉱山というのが九州のほうにありますけれども、金の鉱山を含め幾つか出たところは出たのですが、ほとんど採算が合わないというような状況です。

ただ、そのデータは今でも残っておりますので、ある程度は国内の状況は把握できておりますが、今、我々鉱物資源課として、資源エネルギー庁としてどういう政策に重点を置いているかと言いますと、もはや海外からの鉱石や地金の輸入、特に海外からの輸入に当たりましては上流権益の確保ということで、例えばカナダのニッケル鉱山に企業自らが出資をして権益をとって、その権益分は少なくとも日本に持ってくるというような形で、安定供給を図ることがまず第1点目でございます。

第2点目は備蓄を推進していく。3年前になりますか、中国がレアアース、ジスプロシウムを急に禁止しまして、そのおかげでジスプロシウムというのは自動車やハイブリッドカーなどに使われる磁石に使われるものなのですが、日本のハイテク産業に必須なものでして、少しの量なのですけれども、ないと大変困るといようなものがございまして、そういうものがレアアース、レアメタルとして多々ありますので、そういうものは短期的な供給障害が起こる場合に備えてきちんと備蓄を確保していきましようということで、備蓄を確保しております。

上流権益の確保と備蓄の確保で、長期的な安定供給という点では上流権益の確保。短期的な供給障害に対応するためには備蓄の確保ということでやっております、そのほかりサイクルの推進とか代替技術の開発ということで施策を進めており、現在、国内の鉱山をどう開発していくのか、国内鉱山の開発に対する施策というのは特に我々の方で持っておりません。

そのために、この統計に関して今後どうしていくのか、ユーザー企業も含め我々の方で確認をさせていただきまして、特にユーザー企業としては代表的なところは非鉄精錬業者を全て所管しております日本鉱業協会という協会と、今、平成21年の結果を資料の3ページ、4ページに配布させていただいておりますが、この10鉱種のうち大体多いところが非金属の部分、石とか石灰石とかそういうセメントに使うような材料が多くて、この石灰石工業協会というところもございまして、そちらにも確認をしましたが、特に埋蔵鉱量統計のデータを使って何かをしているようなものではないという回答を得ました。

もともと広域調査を行っていた昔の金属鉱業事業団、今はJOGMECと言いますけれども、

そちらにも念のため確認をしたところ、そちらでもこのデータを使っていることはないという情報を我々は得まして、我々としてもこれをベースに何か施策をつくっていくということもございませんので、まず基幹統計から外すとともに、一応過去の経緯では一般統計に移したらどうかという形でお話をいただいておりますが、一般統計でも情報をとることではなく、配布資料2の6ページ目になりますけれども、現在、平成23年に鉱業法を改正いたしまして、鉱業権者、つまり、鉱業権を設定して採掘をしている方に対しては、毎年定期的に生産量などの情報をいただくことになっておりますので、こちらの下のほうに書いてある例えば石油、可燃性天然ガス、海底熱水鉱床、海底堆積鉱床の鉱業権を持っている人たちに関しては、毎年定期報告をいただくことになっておりますので、そういう形で行政情報として入手をして、それを政策に反映させていくという方法がより望ましい姿ではないのかと考えておまして、基幹統計から一般統計に移すということも我々は検討した結果、それは必要なく、行政情報としてきちんととっていくということで対応していこうかなと思います。

特に陸上に関しては、埋蔵量は大体粗方あるところは調査をして、経済的にその開発は難しいという情報がありますし、今、ニュースなどでよく出てくるのはシェールオイル、シェールガス、メタンハイドレードのような石油、天然ガス系の資源が日本の周りにありますという点と、海のレアメタル、海のレアアースということで海底熱水鉱床に含まれる鉱産物、海底堆積鉱床に含まれる鉱産物をどう開発していくのか。どちらかと言うと国内の陸域よりも、海域でどういうものがどのぐらいあってということを検討しておまして、そこを開発していこうということを重点的に置いておりますので、情報はあくまでも法律に基づく形でとりまして、統計という手法は二度手間になりますので、それを行っている業者に対しても過度な負担をかけず、我々行政としても行政の効率的な運用ということで、この行政情報を活用することで対応させていただこうと思います。

もう一点ございまして、このような情報をそもそも統計という手法を用いてやったらどうだということも我々は検討させていただきましたが、例えば国内で我々のような資源のない国ではどのぐらい資源があります、特に備蓄なんかはどのぐらい国で持っていますというのは非常にクリティカルな情報でございまして、昨年国会でも当時の枝野経済産業大臣から国会の質問で、どのぐらい日本はレアメタルの備蓄を持っていて、どのような鉱種をどのぐらい持っているのかという質問が出たのですが、枝野大臣からもそういう情報は海外の投資家に及ぶ結果になりますし、対外的な国と国との外交での交渉のカードになって、我々の手の内を見せしてしまうことになりますので、そこはオープンにできないということで答弁をしていただきまして、このような国内にどのぐらいあるのか、どのぐらい持っているのかというのは、なるべく表には出さず、我々の内部で政策を立案するに当たって必要なものを活用していくという方向で検討しておりますので、この点からも統計という形ではなく、行政情報を自ら活用していくことで、今後はこの基幹統計を廃止して、かつ、一般統計でも新たな代替の情報をとることではなく、こういう形で法律に基づく情

報収集で、行政として施策に活用していくことで考えております。

以上です。

○樋口委員長 詳細な説明どうもありがとうございました。

この鉱物資源の実態把握が不要になったということではなく、今の統計の中で把握することが必ずしも十分でないところがあり、また、それをオフィシャルに表にオープンに出すことについても、躊躇せざるを得ないような状況もあるということからの説明だったと思います。

ただ、今2つほどお話がありました。この統計を基幹統計の指定から解除するということと、では一般統計としても実施しないという2つの提案だったと思いますけれども、後者についてはそれぞれまた御検討いただくということで、統計委員会としては埋蔵鉱量統計の基幹統計からの指定の解除について御審議いただくことにしたいと思っております。

私も詳しくお話を伺いました。この諮問案件については、統括官室を通じて、まず担当の西郷部会長、産業統計部会に所属する委員の皆様と御相談したところ、基本計画に掲げられた事項の対応であることや、部会において詳細に議論を行うような論点も見出しにくいということでしたので、そういった御意見を受けましてこの報告内容についてお諮りしたいと思っておりますが、西郷部会長から何か補足する点がありましたらお願いいたします。

○西郷委員 私もこれは部会に諮問を付託せずに、この委員会で議論していただければと思います。理由は繰り返しになりますけれども、先ほど挙げられていた基幹統計の作成のための3要件です。

全国的な政策を企画立案し、それを実施する上で重要な統計であるのかどうか。

民間における意思決定または研究活動のために、広く利用されると見込まれる統計であるのかどうか。

最後に国際条約、国際機関が作成する計画において政策が求められている統計あるいは国際比較を行うために特に重要な統計であるのか。どれを見ても要件を満たしていないということが明らかである。

最初の国の政策にとって重要な統計であるのかどうかという点に関しては、既にこの統計を使っている法律というものが10年ほど前に廃止されて、ほかの統計でも使っていない。かつ、SNA等の加工統計でも使われていないということですので、1番目の条件には当たらない。

2番目の民間における意思決定または研究活動。研究活動というのはなかなか将来的に需要があるかどうかというのを見通すのは難しい面はありますけれども、これは埋蔵量の調査ですのでボーリングをする、ないしは日々の操業でちょっと掘ったらまた少しあることがわかった。それを定期的に捉えるというような統計になっておりますので、少なくとも業界団体からの需要というのではないということでしたし、恐らく生産量は経済センサス等で定期的に捕まえられておりますので、その埋蔵量を定期的に捉えるということの意味

は余りないのではないかというわけで、2番目の民間における意思決定または研究活動のために広く利用されると見込まれる統計であるのかどうかということにも当たらない。

国際比較あるいは国際機関が作成する統計との対応がどうかということなのですが、どうも先ほどの国家戦略上重要だということもあるのか、ほかの国でこういう統計を作っているところは余りないと伺っております。ですから、国際的な比較ができないということにもならない。

ですので、どの要件を見ても恐らく基本計画でうたわれた埋蔵鉱量統計を基幹統計の指定から外すということを覆すような材料というのは、専門的見地から出てくるとは私も判断しかねたというか、多分そのような材料は出てこないだろうと私は判断したということです。

また、竹原委員と川本委員にも意見を伺ったところ、それは部会を開いて専門的な意見を聞くというには及ばないだろうというのが御意見でありました。

したがって、そこまでが産業統計部会としての守備範囲ということになりますので、後は一般統計として作るかどうかということは資源エネルギー庁の御判断に任せることにはなるとは思いますが、そういったしますとこの統計委員会で議論していただきたいことというのは、我が国の経済統計体系の中で定期的に、5年に一度、埋蔵量を調べるという調査が果たして一般統計としても必要なのかどうかということについて、御意見をいただければと思います。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

これを御審議いただく上で、2段階で御意見をいただきたいと思えます。

まず、この案件につきましては部会に付託せず、この委員会において議論していくというような、その進め方についてそれでよろしいかどうかということでございますが、いかがでしょうか。御意見がなければそのように進めさせていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、第2段階目で基幹統計としての指定を解除することについて、御意見ございますでしょうか。

○竹原委員 解除に関しては先ほど西郷部会長が発言されたとおりで、私も結構だと思うのですが、先ほど委員長がおっしゃられた、この場面では基幹統計のありようの問題だと。一般統計としては少し違うという御発言をされましたけれども、ここまで利用者ニーズがない、あるいは政策ニーズもない、こういう統計がここまで置かれていたということも問題がありますが、それはさておき、ここまで利用者ニーズがないのであれば、私は個人の意見としては一般統計としても存置する意味というのはないのではないかと考えております。

○樋口委員長 ありがとうございます。

今回、諮問の内容が基幹統計の指定の解除にするかどうかというような諮問でございまして、それを受けて今度は原局のほうで一般統計としてもやるかやらないかということは判断される手順になるかと思いますが、今のお話ですとどうも一般統計としても調査は統計として作成しないというお話でしたので、諮問に対する答申としては指定の解除にとどまるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○廣松委員 私も基幹統計の指定を解除するということは、ある意味でこの統計の時代的役割は終わったということだろうと思います。答申としては、まさにそのことを答えればいいわけで、一般統計としてそれを継続するということが適当なのかどうかについては、少なくとも委員会での意見および全体の雰囲気はどうであったかということも参考にして、調査実施者のほうで御判断いただければいいのではないかと思います。

○樋口委員長 埋蔵量が陸域についてしか調査していないとあって、今、議論になっているのが海底の方がというようなこともあって、十分に役割を果たせないこともあり、また、利用者がいないという結果から、この基幹統計の指定を外すことにしたいと思いますが、もしそれでよろしければお諮りしたいと思います。中村委員、どうぞ。

○中村委員 SNAでも鉱物資源というものがストックの推計に入っております。これも将来収益の割引現在価値という格好でやっております、物理的な埋蔵量は関係がありませんので構わないと思います。

○樋口委員長 ありがとうございます。

特段の御異論がございませんようでしたら、あらかじめ西郷部会長と事務局と相談しまして作成した答申案がございしますので、それをお諮りしたいと思います。事務局から案を配布していただきます。

(答申案配布)

○樋口委員長 それでは、この案につきまして西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、読み上げるという形で答申の内容を説明させていただきます。

「諮問第49号の答申 埋蔵鉱量統計の基幹統計としての指定の解除について (案)

本委員会は、諮問第49号による埋蔵鉱量統計の指定の解除について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、本諮問については、適当であると判断して答申する。

記

1 指定の解除の適否

総務大臣から諮問された埋蔵鉱量統計の指定の解除について審査した結果、以下の理由から、指定を解除して差し支えない。

2 理由

埋蔵鉱量統計は、現時点において、全国的な政策の企画立案・実施や、民間における意思決定等のために顕著な利用がなされている状況が確認できず、かつ、国際比較が求

められている統計とも位置付けられないものと認められ、統計法（平成 19 年法律第 53 法）第 2 条第 4 項第 3 号の基幹統計の要件のいずれにも該当しない

したがって、埋蔵鉱量統計を、引き続き基幹統計として作成する重要性は消滅しており、当該指定を解除することが適当である。」

以上です。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

なければ、埋蔵鉱量統計の指定の解除に関する答申案についてお諮りしたいと思います。本委員会の答申はただいま配布されました資料の案のとおり、基幹統計の指定の解除を行ってもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料によって総務大臣に対して答申します。

○廣松委員 1つだけ、ちょっと思い出したのですが、たしか、旧統計法の時代に養蚕業に関する指定統計を中止したことが過去にあったはずです。そのときの指定統計を外した後の処理の仕方等に関しては、少し古い話ですけれども、見ていただいて、今の埋蔵鉱量の統計の位置づけをどうするかということについて、参考にしていただければいいのではないかと思います。

○樋口委員長 それでは、それは統括官室と原局で御検討いただくことにしたいと思います。

○竹原委員 済みません、もう一点ですが、基本計画の中に一般統計調査として実施することが適当であると明記されております。そのことについて現実にはどこがどういうふう

に御判断されるのですか。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 一般統計をやるかどうかの話は、現実には所掌事務上は統計実施省庁が判断することになりますが、ただ、その際に当然統括官室は基本計画の誠実な施行を確保する立場にございますので、その辺は計画の経緯に鑑みて、そこに書かれていたことと相違うようなことがあれば、また部会長と御相談するということが

だろろうと思います。

今回はそのことも含めていろいろ説明させていただいて、このような話があつて、今の

ような結論があるのだと考えております。

○竹原委員 ということは、この基本計画のこの文言は、このまま丸々生きてはいないと判断してよろしいわけですね。要するに一般統計調査として実施されないという判断も今後はあり得るという理解でよろしいですか。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 はい。すなわち基本計画策定後の事情変更、又は検討の深化によるものという理解だと思います。

○樋口委員長 それでは、次の議事に移ります。部会審議状況の報告に移ります。

まず、人口・社会統計部会に付議されております住宅・土地統計調査の審議状況につきまして、津谷部会長から御報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、人口・社会統計部会における住宅・土地統計調査の変更についての審議状況を御報告いたします。

資料3「人口・社会統計部会の審議状況について（住宅・土地統計調査）」を御覧ください。住宅・土地統計調査の変更につきましては、先月の統計委員会で御報告しました12月3日の第1回目、12月14日の第2回目に引き続きまして、1月8日に第3回目の部会を開催いたしました。また、第3回目の部会までで予定をしておりました論点の審議は全て終了をいたしました。

お手元の資料3は、第2回目と第3回目の部会の結果概要について整理をしておりますが、第2回目の部会の結果概要につきましては先月の統計委員会において御報告をしておりますので、ここでは割愛させていただきまして、本日は第3回目の部会の結果の概要について御報告をいたします。

それでは、第3回目の部会について御報告いたします。資料3の5ページを御覧ください。第3回目の部会では、前回の第2回目の部会で検討することとされた事柄、これまでの部会で審議することができなかった個別の調査事項や調査事項の変更、また、東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等について審議を行いました。

まず「（2）前回部会で検討することとされた事項について」です。前回の部会では個別の調査事項「6 東日本大震災による転居」の理由を問う設問であるところの「転居の理由は何ですか」について、複数回答ではなく1つ選択してほしいということであるならば、報告者にとって紛れのないように「転居の主な理由は何ですか」と修正してはどうかといった指摘がありました。

総務省統計局から指摘を踏まえた修正案が示されましたので、部会として適当であると判断をいたしました。

次に「（3）調査事項の変更について」です。個別の調査事項の変更については、これから御説明する調査票乙の土地の取得時期に係る調査事項を除き、部会といたしましては適当であると判断いたしました。

では、6ページの調査票乙のみに係る調査事項「32 土地の取得時期」についてを御覧ください。本調査事項は現住居以外の土地についての取得時期を尋ねるものですが、1つ目の○を御覧ください。今回、土地の取得時期の選択肢を従前は13区分ございましたが、それを7区分に統合する一方、現住居の敷地の取得時期については従前どおり14区分であるため、両設問において選択肢の区分数が異なるのはなぜかとの質問がありました。

これに対し、総務省統計局から、本調査は住宅及びその住宅と密接に関連する現住居の敷地の実態について把握するものであり、このため、現住居の敷地の取得時期に係る選択肢の区分は、現住居の入居時期や建築時期の選択肢の区分と合致させているとの説明がありました。

また、7ページの1つ目の○を御覧ください。本調査事項の選択肢の区分を統合することとするのは、具体的にどのような政策的見地から行うのかといった質問があり、総務省統計局においてこれを整理し、次回の部会において説明をしていただき、それに基づいて再度審議を行うことといたしました。

次に「(4) 調査方法の変更について」です。インターネット回答方式の導入対象・地域拡大についてでございます。

本変更は前回調査において一部地域、11都道府県15市において導入したインターネットによる回答、つまりオンライン調査を全市町村の調査対象世帯に拡大して実施をするものです。

2つ目の○を御覧ください。基本的な方向性はよいと考えるが、平成22年国勢調査ではオンラインで回答済みの報告者へ調査員が督促を行ってしまったなどの問題も生じているという報告もあるため、国勢調査の経験を生かし、十分な準備、検討を行ってほしいとの意見がありました。

このような意見等を踏まえ、調査員や市区町村の負担も考慮して、あらかじめ各種の想定に基づいた準備、検討を行っていただくこととして、部会として了承をいたしました。

次に「(5) 特記事項について」の「東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等について」です。これについて、総務省統計局は、調査区の抽出に当たっては東日本大震災被災地域に係る層を設定し、抽出率をおおむね半分、2分の1にするるとともに、調査に当たっては代理申告、つまり調査員が世帯員以外の者に質問することによる調査や、市町村が所有する住宅に関する属性情報を中心に、行政記録情報等によるデータの補完を行うなどの対応を行い、仮設住宅に入居している世帯の負担や心情に配慮した調査を行おうとするものでございます。

1つ目の○を御覧ください。被災地域の抽出率を下げたとしても、調査対象となる世帯は存在することから、仮設住宅に入居する世帯を対象に仮設住宅に特化した調査項目を追加することなどについての検討はあったのかという質問がありました。

これに対し総務省統計局から、検討の結果、仮設住宅に特化したような調査項目を追加することは、世帯に新たな負担をお願いすることにもなり、調査が難しくなると判断したとの説明がありました。

部会としては、総務省統計局の仮設住宅に入居している世帯の負担や、心情に配慮した対応については了解といたしました。

以上が住宅・土地統計調査の変更に係る第3回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要でございます。

今後の予定ですが、来週月曜日、1月28日に第4回目の部会を開催することとしております。第4回目の部会では、昨年12月の統計委員会において部会審議の概要を御報告した際に、委員長より住宅・土地統計調査の前回答申や基本計画で指摘されている事柄のうち、住宅・土地統計調査と国土交通省が実施している住生活総合調査との統合の是非等に関する

る検討について、報告者の負担軽減の観点から再度審議するようにとの御審議をいただいておりますので、その点について審議を行うこととしております。

また、本調査については、実査を担う都道府県、市区町村、調査員の準備作業スケジュール等の関係から、来年2月開催の統計委員会において答申を予定しておりますので、答申案についても当然ながら審議を行うこととしております。

私からの御報告は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、御質問でございますでしょうか。

よろしければ、引き続き津谷部会長初め、人口・社会統計部会の委員の皆様におかれまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。これは産業統計部会に付議されております漁業センサスの審議状況について、西郷部会長、御報告をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、産業統計部会の審議状況について報告させていただきます。

資料4「産業統計部会の審議状況について」を御覧ください。内容は今、御紹介がありましたとおり漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更につきまして、昨年12月の統計委員会で御報告いたしました12月5日に開かれました第1回に引き続いて、第2回が12月19日に行われましたので、今回はその第2回、産業統計部会の回数言うと32回の結果概要を報告させていただきます。

大きく分けると概要の部分は1ページでございます(1)前回部会で意見として出された事項への対応がどうであったかということと、2ページ目でございます(2)が32回部会の本体の部分に当たるわけですけれども、時間が押していることもありますので、かいつまんで説明をさせていただきたいと思っております。

まず全体の部会、第31回部会で出された意見への対応ということですが、総じて言いますと専門委員及び委員から出された意見には、全て御対応いただいた形になります。

「漁船非使用」という欄が新たに設けられたのですけれども、それが生かされるようなレイアウトになっていないという御指摘が31回の部会で行いましたが、それにはきちんとレイアウトを変えて対応していただけたということです。

アの(イ)は従来、販売金額の上位1位、2位まで漁業種類を記入するようなことになっていたのを、上位1種類にするというのが原案であったわけですが、特に規模の小さい漁業に関しては1位、2位の組合せが特に重要になることがあり得るという指摘が専門委員からございまして、農林水産省に検討していただいた結果、やはり従来どおり1位、2位両方をとるという変更をしていただきました。

今度は(1)イですが「直接行った漁業の従事者」の「直接」というところの意味がわかりにくかったので、それを回答者に紛れがないように文言の修正をしていただいたというのが(1)イです。

ウは「管理組織に参加している経営体数」というものを、従来は数そのものを書いていただいていたものを階層別、つまり1人から何人、10人から何人という選択肢に記を付す

タイプに変えるということが原案であったのですが、これも委員のほうから実数そのものを書く方が良いのではないかという意見が出されて、結果的に従来どおり実数を書くというような形に戻ったということです。

2 ページは内水面、要するに陸地のほうの湖であるとかそういうところで行っている漁業に関する調査票で、養殖業の聞き方についてどうもレイアウトが余りよろしくない。同じことを何度も聞いているように思えるということだったので、そのレイアウトを直していただいたというのがエです。

オは HACCP にはいろいろな認証の仕方があるということなので、そういういろいろな認証の仕方に対応するように調査票を変えていただいたということです。

以上が第 31 回の部会で出された意見への対応です。

今度は 32 回で初めて話し合った事項の(2)に参りますが、調査方法の変更に関して OCR 対応調査票の導入。これが調査技術的には今回の変更の中で一番大きいところだったのですけれども、一番委員のほうから懸念として出されたのは、記入の仕方が読み取りのほうで OCR になるわけですので、そもそも OCR できちんと読めるのかという部分と、従前、人の目で行われていた調査票のチェック、審査がどのように行われるのか、そして結果的にこれが時間の短縮に役立つのかというところが論点になったのですけれども、農林水産省からの御回答は、調査票の審査は従来どおり行われる。入力的面に関しては OCR が取り入れられるので時間の短縮には役立つわけですが、今度は逆に一旦本省に OCR の票を戻して、それで読み取って、その読み取った結果を今度は地方に一旦戻して、それで審査をするという形になるので、そこでは時間が逆にかかる。

ですので、全体的に見たときに時間がどれぐらい短縮できるのか。あるいはそもそも短縮できるのかどうかということについては、実施してみないとわからないという御回答であったわけですが、なるべく短縮が実現するように努力をする、ないしは少なくともそういう方向で検討していくというような御回答がありました。

今度(イ)のコールセンターの設置に関してですけれども、これは農林業センサスでもコールセンターが導入されて、漁業センサスでは初めてコールセンターが導入されるということです。ですから調査の規模から言いますと農林業センサスの経験が生かして、滞りなく行えるという面はあるのですが、調査の中身に関しては今回初めて漁業センサスでコールセンターが導入されることがあって、どういう質問が来るのかというところは未体験なところがございます。ですから、そういう初めて経験する漁業センサスに特化した内容の質疑応答ができるような工夫をするという御回答が農水からございました。

集計事項の変更に関してですけれども、今回、漁業の経営主との続き柄が把握される。これは分析上、非常に使い勝手が良いということで高く評価された部分なのですが「その他」という欄が設けられていなかったもので、調査票の中で全体が捉えられないような形になっていたから、それを直すというところが続き柄の修正部分です。

HACCP の導入に関しては、調査の前提では水産加工場のみを調査対象とする形になっているのですが、専門委員からは EU 等では市場に対しても HACCP の認証をしているところがあるが、それは考えなくていいのかという質問が出されて、この点は第 32 回の産業統計部会では決着がつかずに、現状を調べていただいた上で今度の産業統計部会で決着することになっております。

次に内水面のあり方です。これは海で行われる漁業に対して内水面の漁業というのは規模としては非常に小さいということから、これは果たして基幹統計として漁業センサスの中で調査し続ける必要があるのだろうかという論点が出されたのですが、これに関しては委員、専門委員から漁業センサスでセンサスと言うからには全部を調べるというのが筋なのであって、少なくとも内水面の生産規模が今ぐらいであり続けるということであれば、センサスの中で内水面の部分を全数調査することは意味があるであろうという結論になりました。

4 ページ目に移りまして、今度はエの部分ですが、前回答申等において指摘されている課題への対応状況ということですが、具体的には漁船登録データを活用しなさいという課題です。行政記録の活用ということになります。これについて検討していただいたのですが、なかなか進まない行政記録の活用ということではあるのですが、これもほかの調査での状況と非常によく似ているのですが、漁業登録データ自体が地方公共団体によって保管の仕方が、あるところでは電子媒体になっているかもしれないが、別のところでは紙媒体になっているとか、記入の項目自体も調査に対応するようなものとは必ずしも合致していないことがあって、むしろ行政記録を何とか使ってプレプリント等をするというところに労力を使うよりは、調査そのものでこれらの情報を把握したほうがより適切であるということで、今回は検討したけれども、そして今後も検討はしていくけれども、今度の漁業センサスでは漁船登録データは、差し当たりは活用しないというのも結論で出ております。

オが比較的大きな論点になると思いますが、東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応ということです。この点に関しては部会が開かれる前に、こちらの統計委員会でも、たしか安部委員から、漁業センサスではどのように東日本大震災に対応するのかという質問があり、その際、漁業センサスをする事自体が被害状況の把握という意味で、意味があるのですという回答がありました。

例えば漁業経営体の定義、こういう条件を満たしていなければ漁業経営体とは認めませんというような定義をそのまま当てはめると、本来であれば漁業経営体と認定されるべきものが、東日本大震災の影響で把握し切れないことが出てくるので、その辺をどうするかというのが 1 つの議論の焦点になったのですが、結論といたしましては、そこで統計の定義というものを改めてしまうと、例えば漁業経営体の数が余り変わりませんでしたという結果が出てきたときに、定義を変えたせいで変わらないのか、被害がなくて変わらないのか、そういうことがわからなくなってしまうだろう。

ですから、統計を作成するという目的に関しては、漁業経営体の定義等は従来どおり適用して、例えば海の近くに住んでいなければいけないとか、そういう定義というのは守り続けることにする。ただし、そうすると東日本大震災の被害の状況が把握できないおそれがある。そこに関しては統計を作成するという目的以上に名簿の整理というところで対応することにして、例えば被害に遭ったためにやむなく山間部のほうに一時的に移住しているとか、そういった人たちも名簿整備の中で捉えて、被害の状況がどのくらいであるのかということ把握する。名簿整備という形で東日本大震災の被害に対しては対応していただく。そうすることによって東日本大震災の被害が現時点で把握できるとともに、5年後の2018年に漁業センサスが行われるときには、拡大して整備された名簿というものが生かされるであろうというのが部会での結論でした。

今度は5ページに行ってくださいまして、基幹統計の指定の変更、名称の変更です。これは今まで例えば国勢調査、新統計法になってから「〇〇統計」という言葉で「〇〇調査」を置きかえて、その「〇〇統計」をつくる調査として「〇〇調査」がありますという整理になったわけですが、それに対応しているものです。

本来ですと、漁業センサスに対応する統計名称としては漁業構造統計がふさわしいということになるのですが、部会の議論では、漁業センサスというものは狭義の漁業に限らずに流通の部分まで含んでいるので、狭義の漁業よりはもっと広い範囲の産業を含んでいるであろう。そのことから水産業構造統計という名称がふさわしいのではないのかという意見が出されて、結果的にはその部会のときには水産業構造統計にすることが好ましいという結論が得られました。

ただ、私はその後考えを少し変えている面がありまして、水産業という言葉は日本標準産業分類の中にはない言葉なのです。そうすると水産業構造統計と言ったときに、水産業の捕捉する範囲は何なのかといったことまできちんと考えた上で名称の変更を考えないと、そんなに簡単に名前を変えるというわけにはいかないのではないかと考え方を改めております。ですので、その際にはもともとの原案では漁業構造統計という案も出されておりましたので、統計調査における水産業という言葉の使い方を含めて、次回の部会でもう一度議論させていただこうかなと思っております。

5ページ(4)漁業センサスにおける総務省からの確認事項ということで、工業統計は流通の部分を含んでいるということで、工業統計との重複がないかということだったのですけれども、これは調査している内容が大分違うということなので、その重複はない。

それから、漁業センサスと漁業就業動向調査の連続性の確保についてということで、これはどうも調査の仕方が2つの調査で定義が違っているようなところがあったのですが、漁業就業動向調査の定義というものが既に漁業センサスに合わせて変えられておりますので、今後は定義のずれということはないということになります。

今度はウでインターネット回答方式の利用促進についてということで、流通加工調査においてインターネット回答の利用率というのが非常に低いということで、この原因は何か

ということが論点として挙げられていたのですけれども、今後インターネット方式による回答の回答率が上がるようなことを考えていくというのが、農林水産省からの御回答でした。

次回は第4回目の部会として平成25年1月31日の部会で諮問、答申の検討を含めて開催させていただくことになりました。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして御質問ございますでしょうか。

○金子総務省政策統括官室調査官 事務局から1点だけ恐縮ですが、補足させていただきます。

先ほど課題への対応として、漁船登録データの活用は行われたいという御説明がございましたけれども、正確には当初漁船登録データを直接的に、例えば調査票のプレプリントのデータとして使うとか、そういった活用方法は登録データの保管状況等から難しいということではありますが、活用できる部分もあるということで、いわゆる新規の客体の把握には活用することが予定されております。

具体的に申しますと、調査に当たってはそれに先立ちまして調査対象名簿が作成されるわけですが、それは前回の調査名簿が農林水産省から都道府県、市町村、調査員という形で送られまして、調査員が前回の調査名簿に基づいて漁協等から聞き取りを行い、当該名簿の更新をするという形で行われます。こうした中で、前回の調査名簿が都道府県に送られた段階で都道府県が前回の調査以降、新たに漁船登録がなされたものについては、その名簿に新規経営体の情報を追加する方法で漁船登録データの活用を図る。これによりまして客体の把握精度の向上あるいは先ほどの末端での調査員の聞き取りによる名簿の更新作業の効率化が図られるという効果が期待されます。

補足的に説明させていただきました。

○樋口委員長 もし御質問がなければ、引き続き西郷部会長初め、産業統計部会の委員の皆様御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、匿名データ部会に付議されております国勢調査の匿名データ化につきまして、椿部会長から御報告をお願いいたします。

○椿委員 資料5を御覧いただければと思います。昨年12月25日に第12回匿名データ部会開催いたしました。ここで国勢調査に関わる匿名データの作成についての第3回目の議論を行ったところです。特に議論になった点を中心に報告いたしたいと思います。

まず、この審議に関しましては前回部会までの質問に対する対応と、論点メモで残されていた部分に関する一通りの議論を行ったところです。その議事概要の(1)にありますように、匿名データの作成手順についての確認というものを行った上で、年齢差の大きい夫婦の扱いということに関して、これが何回か議論が続いていたところです。特に「年

「年齢差の大きい夫婦のいる世帯」、「年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯」の削除の状況について確認を行ったところです。

この中で「年齢差が45歳以上の親と子のいる世帯」については、かなり大きな削除が起きるといった実態がわかってきたということで、この部会ではその扱いについては結論を出さず、削除の状況に関する詳細な資料をさらに頂戴した上で、最終回の部会の中で議論して結論を導くことに判断したところです。それが前回部会までで残された課題についての問題なのですけれども、引き続き検討することになっております。

2ページ目(2) 前回審議できなかった残りの論点ということに関しては、世帯員に関する項目の再編等について以降幾つかあるところです。特に大きく問題になったところというのは「(ア) 産業(大分類)」です。

まず産業に関しては幾つかの分類区分の統合を行う計画となっているのですが「農業」と「林業」と「漁業」の統合を予定していたところですが、この措置だけだと一部の地域に関しては農林漁業の就業者割合が非常に低くなることになりました。このためにそのような地域において、概観識別性が高いと考えられるレコードを削除するという、実はかなり手間のかかる方法なのですが、この方法をとることによって匿名性を確保することといたしました。基本的に「農業」、「林業」、「漁業」を「鉱業」とか「電気・ガス・熱供給・水道業」と統合すれば、この種のリスクはないのですが、それはほとんどユーザーにとって意味がないのであろうということで、少し特別な措置をお願いしてはという形に結論をまとめたところです。

もう一つ、3ページ中ごろはかなりいろいろ議論があったところなのですが「電気・ガス・熱供給・水道業」に関してもこれを秘匿する必要があるとあって、これを原案ではいわゆる「専門的・技術的職業従事者」が少なく「生産工程・労務作業者」が多くなって、「製造業」と比較的従業員属性が類似しているということで、「製造業」と統合するということが原案でございました。

ただ、これに関しても第3次産業の中の別の産業と統合するのがよいのではないかと議論があったところで、これは実は部会の中で意見が2つに分かれてしまうという状況になったわけです。

今回、最終的には、「製造業」の区分は単体で残したいというニーズ、必要性はあるということは課題として残るのでありますけれども、原案のとおり「製造業」と統合するという形にまとめさせていただきました。

それ以外の統合に関することに関して、職業分類に関しても同様に比較的その他どういうものとまとめるかということに関しては、若干の異論があったところなのですが、4ページにございますように私のほうで「保安職業従事者」、「農林漁業作業者」及び「運輸・通信従事者」を統合することに関しては、やむを得ない措置であると判断させていただき、部会でも了承いただいたところです。

常住地による従業地・通学地に関しても、適当と判断いたしました。

「利用交通手段」というところに関しましては、4ページの(エ)にあるところですが、ここに関しては若干の議論がございまして「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」、「オートバイ」、「その他」を統合するという当初の計画だったのでありますが、これについては類似性のあるものを統合したほうがよいということで、比較的傾向の似ている「オートバイ」と「自転車」を統合してはという意見があり、これが匿名化の措置からどういう評価になるかということに関しては、次回、再度議論したいということになったところです。

イの「世帯に関する項目の再編等について」ですが、「家計の収入の種類」は平成12年国勢調査にある項目でございます。5ページに移っていただきますが、これは当初、世帯に関する項目の再編についての(イ)の項については、「家計の収入の種類」については当初提供しないという計画でございました。これは本委員会でも意見がありまして、当初から統計局に提供の可能性がないかということに関して検討していただいたところです。

結果としましては、「家計の収入の種類」は非常に忌避感の強い調査項目であるために、今後の国勢調査自体に影響を与えることが懸念されたところなのですが、まず平成22年国勢調査の調査項目は除かれているということ、それから、分類区分の再編によれば匿名化の基準というものは基本的には守ることができるということで、匿名化措置を徹底することで提供することにまとまりました。

この区分に関しても、特に統計局の方から提示されました区分に関しても異論がなかったということで、「家計の収入の種類」については、提案のあった分類区分の再編案によって統合した上で提供することが適当と判断したところです。これ以外の項目については特段問題ということもなく、計画については適当と判断したところです。

議事概要の5ページの最後の方にあると思うのですが、「その他」のところですが、「その他」に関して「トップコーディングが行われた変数の基本統計量の提供」ということで、これにつきまして6ページになりますが、就業時間については提供されることになっております。

それから、6ページ目の匿名データの提供時期の短縮化ということでもあります。これは既に何回か匿名データ部会の中で議論されているところなのですが、今回の匿名データは調査実施後5年以上経過したものから提供するという計画になっているところです。これについて今回は国勢調査における地域ごとに提供するというので、秘匿性の確保は慎重にすべきである。少なくともむしろ5年は待つべきであるということが部会の大勢の意見でした。

もちろん、一般論としては匿名データの提供時期は早期化することが望ましいと思いますが、国勢調査は全数調査、悉皆調査であります。調査客体の信頼性を確保して匿名性を確保する観点からも、提供までには十分な期間を置いたほうがよいと考えられるということで、調査実施後5年以上経過したものから提供することを適当と判断するというふうにまとめました。

最後に、次回は今月末の1月31日に第13回の部会を開催して、残された論点、ペンディングになっている部分がまだかなりあるのですけれども、そういうものを検討した上で、答申案の取りまとめを行いたいと考えているところでございます。

かいつまんでしまいましたけれども、匿名データ部会の報告は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について御質問あったらお願いします。

国勢調査はサンプルといいますか、全数調査で多いわけですから、ここで抽出して匿名化サンプルを提供するにしても、ほかのものを今後検討していく上ですごく重要なメルクマールになってくると思いますので、ここでだめというふうになると、ほかはちょっとなかなか出てこないというふうになる可能性がありますので、削除しないでサンプルを増やすようにするのか、それとも区分をどうするのかということを御議論いただいていると思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、本日の議題は以上です。最後に次回について事務局からお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会は来月2月15日金曜日の13時から、本日と同様にこの会議室で開催する予定です。詳細につきましては別途御案内いたします。

○樋口委員長 それでは、本日の委員会は終了いたします。どうもありがとうございました。